



# 茨城県報

第 237 号

令和 3 年 (2021 年) 9 月 9 日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 一般廃棄物処理施設の設置許可申請 (廃棄物規制課) ..... 1
- 産業廃棄物処理施設の設置許可申請 (廃棄物規制課) ..... 2
- 産業廃棄物処理施設の変更許可申請 (廃棄物規制課) ..... 3
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (資源循環推進課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) ..... 7
- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律による公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種の指定 (労働政策課) ..... 7
- 定款変更の認可 (農村計画課) ..... 9
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 9
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 9
- 土地区画整理組合の解散の認可 (都市整備課) ..... 9

### (選挙管理委員会)

- 直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数 ..... 10

### 公 告

- 令和 3 年度砂利採取業務主任者試験 (技術革新課) ..... 12
- 県営土地改良事業計画 (農村計画課) ..... 16
- 公共測量の実施 (2 件) (用地課) ..... 16
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) ..... 16

### (公安委員会)

- 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 ..... 17

### (警察本部)

- 落札者等の公示 ..... 20

## 告 示

### 茨城県告示第977号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第 8 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、法第 8 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 9 月 9 日

茨城県知事 大井川 和 彦

## 1 申請の内容及び縦覧場所等

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社カツタ 代表取締役 望月 福男 茨城県ひたちなか市高野1968番地 2
一般廃棄物処理施設の設置場所	茨城県ひたちなか市大字高野字永田1968番 1、1968番 2、1973番 1、1973番 2、1974番 3、2032番
一般廃棄物処理施設の種類	ごみ処理施設 (焼却・乾燥)
一般廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	焼却：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿汚泥、感染性一般廃棄物 乾燥：し尿汚泥、動植物性残さ
申請年月日	令和 3 年 8 月 2 日
関係書類の縦覧場所	・茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 水戸市笠原町978番 6 ・ひたちなか市経済環境部廃棄物対策課 ひたちなか市東石川 2 丁目10番 1 号
縦覧期間	令和 3 年 9 月 9 日から令和 3 年10月 8 日まで
縦覧時間	午前 9 時から午後 5 時まで

## 2 意見書の提出等

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお、意見書は日本語により記載するものとする。

## (1) 提出期限

令和 3 年10月22日

## (2) 提出先

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

水戸市笠原町978番 6

## (3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ 一般廃棄物処理施設の種類

エ 生活環境の保全上の見地からの意見

## 茨城県告示第978号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第15条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、法第15条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 9 月 9 日

茨城県知事 大井川 和 彦

## 1 申請の内容及び縦覧場所等

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社カツタ 代表取締役 望月 福男 茨城県ひたちなか市高野1968番地 2
--------------------------------	--

産業廃棄物処理施設の設置場所	茨城県ひたちなか市大字高野字永田1968番1、1968番2、1973番1、1973番2、1974番3、2032番
産業廃棄物処理施設の種類	汚泥の焼却施設（政令第7条第3号） 廃油の焼却施設（政令第7条第5号） 廃プラスチック類の焼却施設（政令第7条第8号） 産業廃棄物の焼却施設（政令第7条第13号の2）
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	【産業廃棄物】 廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、金属くず、汚泥、銹さい、燃え殻、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、廃酸、廃アルカリ、廃油、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、その他の廃棄物
	【特別管理産業廃棄物】 汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油、感染性産業廃棄物
申請年月日	令和3年8月2日
関係書類の縦覧場所	・茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 水戸市笠原町978番6 ・ひたちなか市経済環境部廃棄物対策課 ひたちなか市東石川2丁目10番1号
縦覧期間	令和3年9月9日から令和3年10月8日まで
縦覧時間	午前9時から午後5時まで

## 2 意見書の提出等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお、意見書は日本語により記載するものとする。

### (1) 提出期限

令和3年10月22日

### (2) 提出先

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

水戸市笠原町978番6

### (3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ 産業廃棄物処理施設の種類

エ 生活環境の保全上の見地からの意見

## 茨城県告示第979号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、法第15条の2の6第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 9 月 9 日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 申請の内容及び縦覧場所等

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	J X 金属環境株式会社 代表取締役 佐々木 康勝 茨城県日立市宮田町3453番地
産業廃棄物処理施設の設置場所	茨城県日立市宮田町字裏木戸道南3445番、字裏木戸3443、字銅婦3447、字三作3592
産業廃棄物処理施設の種類	汚泥の焼却施設 (政令第 7 条第 3 号) 廃油の焼却施設 (政令第 7 条第 5 号) 廃プラスチック類の焼却施設 (政令第 7 条第 8 号) 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 (政令第 7 条第 11 号) 産業廃棄物の焼却施設 (政令第 7 条第 13 号の 2)
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	【産業廃棄物】 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、汚泥、銧さい、燃え殻、ばいじん、紙くず、木くず、廃酸、廃アルカリ、廃油
申請年月日	令和 3 年 8 月 6 日
関係書類の縦覧場所	・茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 水戸市笠原町978番 6 ・日立市生活環境部リサイクル推進課 日立市助川町 1 - 1 - 1
縦覧期間	令和 3 年 9 月 9 日から令和 3 年 10 月 8 日まで
縦覧時間	午前 9 時から午後 5 時まで

## 2 意見書の提出等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお、意見書は日本語により記載するものとする。

## (1) 提出期限

令和 3 年 10 月 22 日

## (2) 提出先

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

水戸市笠原町978番 6

## (3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ 産業廃棄物処理施設の種類

エ 生活環境の保全上の見地からの意見



茨城県告示第980号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和3年9月9日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定する区域

龍ヶ崎市字奈戸岡5番1の一部、5番4の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特有害物質の名称

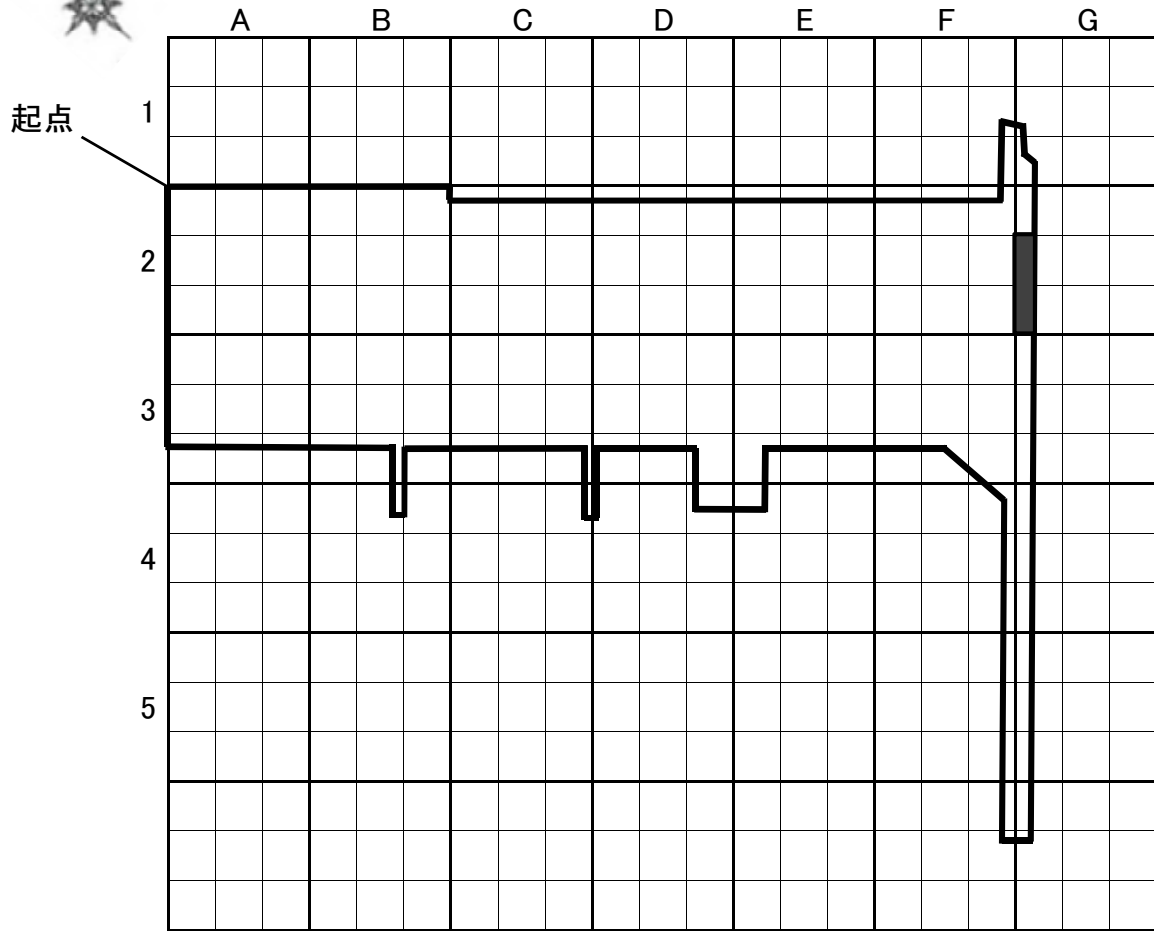
ふっ素及びその化合物

3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

規則別表第6の1の項の中欄に規定する「地下水の水質の測定」



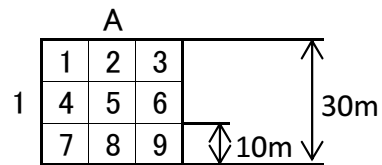
別図



<凡例>

■ : 要措置区域

— : 土壤汚染状況調査対象範囲



茨城県告示第981号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和3年9月9日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

筑西横島S C

筑西市横島字二本松833番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

令和3年4月1日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 筑西市横島字薄田216番1 外

(変更後) 筑西市横島字二本松833番地 外

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(3) 届出年月日

令和3年3月19日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第982号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において準用する同法第39条第1項の規定に基づき、公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

令和3年9月9日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定に係る地域並びに指定した業種及び職種

指定に係る地域	業 種	職 種
日立市	81－学校教育	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	85－社会保険・社会福祉・介護事業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
石岡市 小美玉市	09－食料品製造業	H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
	29－電気機械器具製造業	H57－機械組立の職業
	50－各種商品卸売業	K76－清掃の職業

	60－その他の小売業	H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
	78－洗濯・理容・美容・浴場業	K76－清掃の職業
	95－その他のサービス業	E42－その他のサービスの職業
	98－地方公務	K76－清掃の職業
龍ヶ崎市	56－各種商品小売業	D32－商品販売の職業 H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
笠間市	56－各種商品小売業	H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
	70－物品賃貸業	K76－清掃の職業
つくば市	69－不動産賃貸業・管理業	E41－居住施設・ビル等の管理の職業
	82－その他の教育、学習支援業	C25－一般事務の職業
	95－その他のサービス業	E42－その他のサービスの職業
ひたちなか市	85－社会保険・社会福祉・介護事業	I66－自動車運転の職業
	98－地方公務	K75－運搬の職業
潮来市	01－農業	G46－農業の職業
	81－学校教育	E42－その他のサービスの職業
守谷市	56－各種商品小売業	D32－商品販売の職業 H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
	59－機械器具小売業	K76－清掃の職業
	92－その他の事業サービス業	K76－清掃の職業
筑西市	01－農業	G46－農業の職業
	09－食料品製造業	K76－清掃の職業 K77－包装の職業
	75－宿泊業	E40－接客・給仕の職業 K76－清掃の職業
	76－飲食店	E39－飲食物調理の職業
	80－娯楽業	K76－清掃の職業
	85－社会保険・社会福祉・介護事業	E36－介護サービスの職業
神栖市	56－各種商品小売業	D32－商品販売の職業 H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
行方市	24－金属製品製造業	H52－金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
	32－その他の製造業	K75－運搬の職業
	56－各種商品小売業	D32－商品販売の職業
	80－娯楽業	E40－接客・給仕の職業
	85－社会保険・社会福祉・介護事業	E39－飲食物調理の職業 E42－その他のサービスの職業
美浦村	85－社会保険・社会福祉・介護事業	E39－飲食物調理の職業
阿見町	98－地方公務	I66－自動車運転の職業



注 1 業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める中分類に規定する業種による。

注 2 職種は、厚生労働省編職業分類（平成24年3月改訂）に定める中分類に規定する職種による。

2 指定年月日

令和 3 年 9 月 10 日

茨城県告示第983号

有ヶ池江下土地改良区から令和 3 年 5 月 21 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により令和 3 年 9 月 1 日認可した。

令和 3 年 9 月 9 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第984号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 3 年 9 月 9 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 9 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ヶ崎小幡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎字横道1854番1地先から 東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎字横道1857番1地先まで	旧	メートル 最大 6.3 最小 5.0	メートル 627	
	新	最大 15.0 最小 12.0	627	現道拡幅

茨城県告示第985号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 3 年 9 月 9 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 9 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 河内竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡河内町生板字北本田10385番から  
稲敷郡河内町生板字北本田10498番地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 3 年 9 月 13 日

茨城県告示第986号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第 2 項の規定により、結城第一工業団地上山川北部地区土地区画

整理組合の解散を認可したので、同条第 5 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 9 月 9 日

茨城県知事 大井川 和彦

~~~~~  
(選挙管理委員会)

**茨城県選挙管理委員会告示第51号**

令和 3 年 9 月 1 日現在の地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

令和 3 年 9 月 9 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星野 学

- 1 地方自治法第74条第 1 項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,407人

- 2 地方自治法第75条第 1 項の規定による県の事務の執行に関する監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,407人

- 3 地方自治法第76条第 1 項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

402,544人

- 4 地方自治法第80条第 1 項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

|               |         |
|---------------|---------|
| 水戸市・城里町 選挙区   | 81,091人 |
| 日立市 選挙区       | 50,171人 |
| 土浦市 選挙区       | 39,315人 |
| 古河市 選挙区       | 39,437人 |
| 石岡市 選挙区       | 20,863人 |
| 結城市 選挙区       | 13,859人 |
| 龍ヶ崎市・利根町 選挙区  | 26,035人 |
| 下妻市 選挙区       | 11,576人 |
| 常総市・八千代町 選挙区  | 22,122人 |
| 常陸太田市・大子町 選挙区 | 19,511人 |
| 高萩市・北茨城市 選挙区  | 20,177人 |
| 笠間市 選挙区       | 21,224人 |
| 取手市 選挙区       | 30,472人 |

|                |         |
|----------------|---------|
| 牛久市選挙区         | 23,496人 |
| つくば市選挙区        | 63,821人 |
| ひたちなか市選挙区      | 43,992人 |
| 鹿嶋市選挙区         | 18,860人 |
| 潮来市・行方市選挙区     | 17,229人 |
| 守谷市選挙区         | 18,734人 |
| 常陸大宮市選挙区       | 11,724人 |
| 那珂市選挙区         | 15,425人 |
| 筑西市選挙区         | 28,735人 |
| 坂東市・五霞町・境町選挙区  | 23,596人 |
| 稲敷市・河内町選挙区     | 13,805人 |
| かすみがうら市選挙区     | 11,438人 |
| 桜川市選挙区         | 11,575人 |
| 神栖市選挙区         | 25,968人 |
| 鉾田市・茨城町・大洗町選挙区 | 26,670人 |
| つくばみらい市選挙区     | 14,095人 |
| 小美玉市選挙区        | 13,722人 |
| 東海村選挙区         | 10,527人 |
| 美浦村・阿見町選挙区     | 17,530人 |

5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

402,544人

6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事、県選挙管理委員、県監査委員又は県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

402,544人

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

402,544人



## 公 告

### ●令和 3 年度砂利採取業務主任者試験

砂利採取法 (昭和43年法律第74号) 第15条の規定に基づいて知事が行う砂利採取業務主任者試験については、砂利採取業者の登録等に関する規則 (昭和43年通商産業省令第80号) 第 8 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 3 年 9 月 9 日

茨城県知事 大井川 和 彦

#### 1 試験日及び試験時間

令和 3 年11月12日 (金) 午前10時から正午まで

#### 2 試験場所

水戸市笠原町978-26

茨城県市町村会館 2階201会議室

(都合により試験場所を変更したときは、受験者に通知する。)

#### 3 試験科目

- (1) 法令 砂利の採取に関する関係法令
- (2) 技術 砂利の採取に関する技術的事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

#### 4 受験手続

##### (1) 書面による場合

###### ア 提出書類

① 受験願書所定の様式 (砂利採取業者の登録等に関する規則 (昭和43年通商産業省令第80号) 様式第 9) を使用すること。

###### ② 写真

写真 (縦3.5cm、横2.5cm) は、受験願書提出前 6 月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載して 1 枚提出すること。

また、後日郵送する受験票に、願書提出時と同じ写真を貼付し試験当日持参すること。

###### イ 受験手数料

受験願書提出と同時に茨城県収入証紙をもって8,000円を納付すること。

##### (2) 電子申請による場合

###### ア 申請方法

###### ① 受験願書

いばらき電子申請・届出サービスの「令和 3 年度砂利採取業務主任者試験受験申込」のフォームに必要事項を入力し、写真の画像データをアップロードの上、送信すること。

###### ② 写真

写真 (縦3.5cm×横2.5cm) の画像データは、受験願書提出前 6 月以内に撮影した正面上半身像で、ファイルサイズは 1 MB 以下、ファイル形式はjpeg、jpg又はpngのものをアップロードすること。

後日郵送する受験票に、送信したのと同じ写真を貼付し試験当日持参すること。

###### イ 受験手数料

受験願書送信後、茨城県から「審査終了のお知らせ」メールが届くので、クレジットカード又はペイジーをもって8,000円納付すること。

## 5 受験願書受付期間及び受付時間

(1) 受付期間 令和 3 年 9 月 21 日 (火) から 10 月 15 日 (金) まで  
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く。)

(2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

郵送の場合は、「書留便」とし、封書の表に「砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書して、上記期間内に必着するように発送すること。

## 6 受験願書の請求

受験願書等の用紙は、茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課のホームページからダウンロードするか、受験願書提出先に請求すること。ただし、郵送を希望する場合は、84円切手を貼付した返信用封筒を同封して請求すること。

## 7 受験願書の提出先

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課及び最寄りの県民センター（日立商工労働センターを含む。）

なお、所在地等は次のとおり。

(1) 〒310-8555 水戸市笠原町978-6

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室

電話 029-301-3584

(2) 〒313-0013 常陸太田市山下町4119

茨城県県北県民センター 環境・保安課 電話 0294-80-3355

(3) 〒317-0073 日立市幸町1-21-2（日立商工会議所会館内）

茨城県県北県民センター 日立商工労働センター 電話 0294-21-6711

(4) 〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3

茨城県鹿行県民センター 環境・保安課 電話 0291-33-6056

(5) 〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26

茨城県県南県民センター 環境・保安課 電話 029-822-7067

(6) 〒308-8510 筑西市二本成615

茨城県県西県民センター 環境・保安課 電話 0296-24-9140

## 8 受験票の発送

受験票は、受験番号が決定され次第、受験者の住所地に郵送する。

なお、試験当日は、当該受験票に受験手続の際提出した写真と同じものを貼付し、必ず持参すること。

## 9 合格発表

合格発表は合格者に通知して行うほか、11月30日（火）午前9時00分に合格者の受験番号を茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課及び各県民センター環境・保安課（日立商工労働センターを含む。）に掲示する。

合格発表日以降については、茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課のホームページにて合格者の受験番号を掲載し、茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課においてのみ合否についての照会を受け付ける。

なお、合格証は茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課から合格者の住所地に郵送する。

## 10 試験結果の開示について

受験者本人が合格発表後1ヶ月以内に受験票持参の上、茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課においてのみ法令・技術・合計点の各々の点数を口頭により開示する。

受付時間は、祝日・休日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時の間とする。

## 11 留意事項

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記について留意すること。

(1) 受験願書の提出等

ア 持参による提出は極力控え、可能な限り郵送又は電子申請により対応すること。

イ 都道府県をまたぐ移動を極力控え、可能な限り居住する都道府県で受験すること。

(2) 受験時の感染防止対策

ア 試験当日は、マスクを持参・着用すること。

イ 試験室は換気のため、窓やドアを開ける場合があることから、室温の高低に対応できる服装であること。

ウ 新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方、濃厚接触者の方、発熱や咳などの風邪の症状がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくこと。

なお、体調不良等を理由とした欠席者向けの再試験の実施は行わない。

(3) 試験の中止（延期）

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、試験を中止（延期）した場合の受験手数料の取り扱いについては下記のとおりとする。

ア 試験を中止した場合、受験手数料を返納する。

イ 試験を延期する場合で、受験者が再試験を受験する場合は、当初提出された受験手数料を再試験の受験手数料としてあてることで受験可能とする。

ウ 体調不良（感染が疑われる場合も含む。）により受験できなかった場合、受験手数料は返納しない。

12 問合せ先

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課（地域産業振興室）

〒310-8555 水戸市笠原町978-6 電話029 (301) 3584

様式第 9

茨 城 県 収 入 証 紙  
(消印を押してはならない)

|             |  |
|-------------|--|
| × 整 理 番 号   |  |
| × 受 理 年 月 日 |  |
| × 試 験 の 結 果 |  |

受 験 願 書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

氏 名

砂利採取業務主任者試験を受けたいので、砂利採取業者の登録等に関する規則第10条の規定により申請します。

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 現 住 所   | (〒 )<br><br>(TEL ) |
| 氏 名     |                    |
| 生 年 月 日 |                    |

(参考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

**●県営土地改良事業計画**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営真壁町山尾地区土地改良事業（区画整理）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和3年9月9日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 縦覧に供する書類

県営真壁町山尾地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

令和3年9月10日から令和3年10月11日まで

## 3 縦覧の場所

茨城県県西農林事務所

**●公共測量の実施**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年9月9日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 測量計画機関 宇都宮国道事務所

## 2 作業種類 公共測量（基準点、2級、5点）

公共測量（水準、2級、5点）

## 3 作業期間 令和3年9月1日から

令和3年12月20日まで

## 4 作業地域 古河市高野地先

## 1 測量計画機関 茨城県（筑西土木事務所）

## 2 作業種類 公共測量（水準測量）

## 3 作業期間 令和3年9月1日から

令和3年10月12日まで

## 4 作業地域 桜川市本木～つくば市国松

**●開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年9月9日



茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡茨城町大字小鶴字石原33番3、字種井尻81番、82番1の各一部
- 2 事業主の住所及び氏名  
東茨城郡茨城町大字小鶴1240番地1  
久江 宣之

~~~~~  
(公安委員会)

●技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定による技能検定員審査及び第10条第1項の規定による教習指導員審査を次のとおり行うので、規則第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

令和3年9月9日

茨城県公安委員会委員長 富田 信穂

- 1 審査の種類
  - (1) 技能検定員審査
    - ア 技能検定員審査(大型)
    - イ 技能検定員審査(中型)
    - ウ 技能検定員審査(準中型)
    - エ 技能検定員審査(普通)
    - オ 技能検定員審査(大特)
    - カ 技能検定員審査(大自二)
    - キ 技能検定員審査(普自二)
    - ク 技能検定員審査(牽引)
    - ケ 技能検定員審査(大型二種)
    - コ 技能検定員審査(中型二種)
    - サ 技能検定員審査(普通二種)
  - (2) 教習指導員審査
    - ア 教習指導員審査(大型)
    - イ 教習指導員審査(中型)
    - ウ 教習指導員審査(準中型)
    - エ 教習指導員審査(普通)
    - オ 教習指導員審査(大特)
    - カ 教習指導員審査(大自二)
    - キ 教習指導員審査(普自二)
    - ク 教習指導員審査(牽引)
    - ケ 教習指導員審査(大型二種)
    - コ 教習指導員審査(中型二種)
    - サ 教習指導員審査(普通二種)

## 2 審査の日程等

令和 3 年 10 月 25 日 (月) から 10 月 29 日 (金) までの 5 日間、別表「技能検定員等審査日程表」のとおり行う。但し、10 月 25 日 (月) については予備日とする。

## 3 審査の場所

### (1) 実技試験及び面接試験による審査

茨城県東茨城郡茨城町大字長岡 3783 番地 3

茨城県警察本部交通部運転免許センター

### (2) 筆記試験による審査

茨城県東茨城郡茨城町大字長岡 3814 番地 9

茨城県指定自動車教習所協会

## 4 申請手続

### (1) 申請

申請者本人が、次の提出書類を持参して行うこと。

ア 審査申請書

イ 住民票

ウ 履歴書

エ 運転免許証の写し (申請時に運転免許証を提示することにより写しの提出に代えることができる。)

オ 規則第 17 条の規定により審査細目についての審査が免除される者であるときは、そのことを証明する書類

### (2) 申請期間及び受付時間

ア 申請期間

令和 3 年 9 月 22 日 (水) から令和 3 年 10 月 6 日 (水) までの間 (日曜日、土曜日、休日 (職員の休日及び休暇に関する条例 (昭和 29 年茨城県条例第 43 号) 第 2 条第 1 項に規定する休日をいう。)) を除く。)

イ 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間

### (3) 申請先

茨城県東茨城郡茨城町大字長岡 3783 番地 3

茨城県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係

電話 029-293-8811 (内線 341・342)

## 5 その他

(1) 申請に当たっては、茨城県警察関係手数料徴収条例 (平成 30 年茨城県条例第 29 号) に定める審査手数料として、その金額に相当する茨城県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。

なお、受審申請者数等の理由により審査日程を変更する場合がある。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受審者を制限する場合がある。

別表

技能検定員等審査日程表

審 査 種 別		日 程		
技 能 検 定 員	技能検定員審査 (大型)	筆記審査	10月26日 (火) 午前9時から	
		実技審査	10月27日 (水) 午前10時30分から 10月28日 (木) 午前10時30分から	
	技能検定員審査 (中型)	筆記審査	10月26日 (火) 午前9時から	
		実技審査	10月28日 (木) 午前10時30分から	
	技能検定員審査 (準中型)	筆記審査	10月26日 (火) 午前9時から	
		実技審査	10月27日 (水) 午前10時30分から 10月28日 (木) 午前10時30分から	
	技 能 検 定 員	技能検定員審査 (普通)	筆記審査	10月26日 (火) 午前9時から
			実技審査	10月27日 (水) 午前10時30分から 10月28日 (木) 午前10時30分から 10月29日 (金) 午前10時30分から
技能検定員審査 (大特)		筆記審査	10月26日 (火) 午前9時から	
技 能 検 定 員	技能検定員審査 (大自二)	筆記審査	10月26日 (火) 午前9時から	
		実技審査	10月28日 (木) 午前10時30分から 10月29日 (金) 午前10時30分から	
	技能検定員審査 (普自二)	筆記審査	10月26日 (火) 午前9時から	
技 能 検 定 員	技能検定員審査 (牽引)	筆記審査	10月26日 (火) 午前9時から	
		実技審査	10月27日 (水) 午前8時30分から	
	技能検定員審査 (大型二種)	筆記審査	10月26日 (火) 午前9時から	
		実技審査	10月28日 (木) 午前10時30分から	
	技能検定員審査 (中型二種)	筆記審査	10月26日 (火) 午前9時から	
		実技審査	10月28日 (木) 午前10時30分から	
技能検定員審査 (普通二種)	筆記審査	10月26日 (火) 午前9時から		
	実技審査	10月28日 (木) 午前10時30分から		

審 査 種 別		日 程	
教 習 指 導 員	教習指導員審査 (大型)	筆記審査 面接審査 実技審査	10月26日 (火) 午前9時から 10月26日 (火) 午後1時30分から 10月27日 (水) 午前10時30分から 10月28日 (木) 午前10時30分から
	教習指導員審査 (中型)	筆記審査 面接審査 実技審査	10月26日 (火) 午前9時から 10月26日 (火) 午後1時30分から 10月28日 (木) 午前10時30分から
	教習指導員審査 (準中型)	筆記審査 面接審査 実技審査	10月26日 (火) 午前9時から 10月26日 (火) 午後1時30分から 10月27日 (水) 午前10時30分から 10月28日 (木) 午前10時30分から
	教習指導員審査 (普通)	筆記審査 面接審査 実技審査	10月26日 (火) 午前9時から 10月26日 (火) 午後1時30分から 10月27日 (水) 午前10時30分から 10月28日 (木) 午前10時30分から 10月29日 (金) 午前10時30分から
	教習指導員審査 (大特)	筆記審査 面接審査 実技審査	10月26日 (火) 午前9時から 10月26日 (火) 午後1時30分から 10月27日 (水) 午前8時30分から
	教習指導員審査 (大自二)	筆記審査 面接審査 実技審査	10月26日 (火) 午前9時から 10月29日 (金) 午前10時30分から
	教習指導員審査 (普自二)	筆記審査 面接審査 実技審査	10月26日 (火) 午前9時から 10月29日 (金) 午前10時30分から
	教習指導員審査 (牽引)	筆記審査 面接審査 実技審査	10月26日 (火) 午前9時から 10月26日 (火) 午後1時30分から 10月27日 (水) 午前8時30分から
	教習指導員審査 (大型二種)	筆記審査 実技審査	10月26日 (火) 午前9時から 10月28日 (木) 午前10時30分から
	教習指導員審査 (中型二種)	筆記審査 実技審査	10月26日 (火) 午前9時から 10月28日 (木) 午前10時30分から
	教習指導員審査 (普通二種)	筆記審査 実技審査	10月26日 (火) 午前9時から 10月28日 (木) 午前10時30分から

※予備日 10月25日 (月)

(警 察 本 部)

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和3年9月9日

茨城県警察本部長 河 合 信 之

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続き ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①大型輸送車 1 台の購入 ②茨城県警察本部会計課調度係 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 3 年 8 月 31 日 ④茨城いすゞ自動車株式会社 代表取締役 豊崎 繁 茨城県水戸市五軒町 1 丁目 2 番 5 号 ⑤40,539,455 円 (消費税及び地方消費税を除く。) ⑥一般競争入札 ⑦令和 3 年 7 月 15 日 ⑧落札方式は、最低価格

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)